

安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を
求める意見書

厚生労働省は2011年6月17日、医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保険局長の5局長連名で「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」を発出しましたが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交替制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。

全国各地で大問題となっている「医療崩壊」「介護崩壊」の現状は、東日本大震災で改めて明らかになり、医師・看護師・介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足が浮き彫りになりました。「医師崩壊」「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の医療・介護を実現するためには看護師などの夜勤・交替制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。

厚生労働省の5局長通知を実効あるものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国（茨城県）に要望します。

1. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
2. 医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 月 日

笠間市議会議長 小藺江 一三

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、
総務大臣、茨城県知事